

運動レパトリーとしての行政訴訟の意味

——下北沢再開発問題を事例として——

三浦 倫平

本稿は、行政事件訴訟法の改正に伴い、都市空間の商品化に対抗する手段として近年注目を集める行政訴訟という運動レパトリーを社会学的に分析することを目的とする。これまで、行政訴訟に関しては、裁判によってもたらされる権利の制度化や政策変化の側面に分析の重点が置かれた一方で、運動にとって行政訴訟がどのような意味を持つものなのかという研究課題については十分に論究されてこなかった。そこで、本稿では、近年、再開発問題に揺れている下北沢の行政訴訟を事例に、その展開過程を明らかにし、運動にとって行政訴訟がどのような意味を持ったのか分析を行う。そして、行政訴訟の意味として、第一に「正統性」や「正当性」をめぐる争いを前景化させる点、第二に運動主体に権利を構築させ、視野を拡大させる点、第三に運動文化の変質を引き起こす点を導出する。

1 はじめに

近年、国家主導の「都市再生」政策に象徴されるように、不動産業界など民間資本の開発投資を誘導することで、都心部を中心に、資本蓄積に適合的な土地利用へ転換する動きが再び活性化しつつある。特に、東京都では、首都移転論に対抗すべく「世界都市」化を再び志向した石原都政のもと、都心部を中心に開発投資が進み、高層化、金融資産化が進行してきている(五十嵐・小川 2003; 平山 2006)。

しかし、民間資本を誘導する形での都市空間の「改変」は、住民の生活世界との対立を必然的に内包する。なぜならば、そうした都市空間の「改変」には資本の論理が徹底的に貫徹されるため、住民の存在や意思、さらには住民がその空間に付与する使用価値といったものは十分に考慮されない傾向があるからだ。したがっ

て、そうしたコンフリクトを解決すべく、住民の意思を反映し、一定の同意を形成していくことが求められるが、事態はそれほど楽観的なものとなっていない。

特に、東京都では、1960年代に全国的に展開された住民運動を契機に、70年代から制度的に整備され始めていた「住民参加」による地域レベルでの意思決定過程が資本の論理を前に形骸化する事態が表面化してきている。その点を問題提起しているのが、「環境」の保全を目的とした行政訴訟を行っている運動団体が2007年11月に結集し、発足させた東京環境行政訴訟原告団協議会(環行協)である¹。行政訴訟とは、公権力の行使の適法性を争い、その取り消し・変更などを求める訴訟のことを意味する。環行協に加盟している諸団体は、「住民参加」の道が閉ざされた中で、「合法」なものとして高層建築物や再開発計画が建設・事業

認可される状況に直面し、「認可」という公権力の行使自体の適法性を争う行政訴訟を最終的な手段として採用するに至っている。

このように、民間資本を優先する形で再燃した都市空間の商品化に対し、行政訴訟という運動レパトリーは最終的な手段としての意味合いを持つ。レパトリーとは、「抗議をする際の運動形態の種類」を意味する。レパトリーの具体的内容として Kriesi は、①運動の初発的段階の行動（集会、運動組織の成立・・・）、②穏健な制度内抗議行動（陳情、訴訟・・・）、③示威的大量動員行動（デモ・・・）、④やや過激な制度内抗議行動（監査請求、住民投票）、⑤対立的抗議行動（ストライキ、占拠・・・）、⑥暴力的抗議行動などを挙げている（Kriesi 1995）。Kriesi の枠組みでは、行政訴訟は「穏健な制度内抗議行動」となるが、西城戸のイベント分析によれば、日本では 70 年代から「穏健な制度内抗議行動」が台頭している（西城戸 2008:13-18）。そこで、今後は「穏健な制度内抗議行動」の内実がどのようなものを把握するような分析が求められるだろう。

特に、2004 年に「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が司法制度改革の一環で成立し、国民の権利利益救済の実効性向上が図られ²、主権者である国民が現代社会で生起する公法領域での紛争をこれまで以上に争える余地が拡大することになり、行政訴訟はその重要性（実効性）を増しつつある。具体的に言えば、原告適格に関する新たな規定によって³、それまで「原告として適格ではない」と多くの原告を門前払いにしてきた行政訴訟が、内容にまで踏み込んだ実質的な討議の場へと改善される可能性が増している。改正法の目的自体が、個別の事例ごとに国民の権利利益の実効的救済のための柔軟な解釈の場（オープンスペース）を司法の場に

もたらそうとしていることもあり、行政訴訟への期待は高まりつつある⁴。

以上のように、経験的に、行政訴訟という運動レパトリーは重要性を帯び始めている⁵。しかし、住民運動から住民参加へと関心が移りつつある近年の学説的な状況からすれば、対決型の運動レパトリーを再び分析することの理論的な意義が問われてくるだろう⁶。「住民運動から住民参加へ」という学説的な展開の背景には、公共事業の意思決定過程に住民が疎外されていることを契機に事後運動として誕生、続発した住民運動を住民参加によって事前阻止運動へと発展させるという実践的、戦略的な思考が影響していた（似田貝 2008）。しかしながら、住民参加で作ら上げた制度、秩序があらゆる問題に対応できるわけでは当然なく、そうした問題に異議申し立てを行う住民運動の批判性——制度や秩序にもたらす諸影響——を見失ってはならないだろう。その点で、（公権力がもたらしている、加担している）開発をめぐる問題を提起し、事後的に阻止を図りつつ、政策や制度の変化を目指す（時に、新たな権利の制度化を目指す）ダイナミックな運動が顕在化するのが行政訴訟であり、社会の動態的な側面を分析する上で、その意義は明らかである。

これまでも先行研究はそうした行政訴訟の意義に注目してきた。しかし、次章で明らかにするが、先行研究は政策や制度の変化を焦点に置く一方で、行政訴訟という運動レパトリー自体が運動にとってどのような意味を持つのか、という点についてはこれまで十分に論究してこなかった⁷。

運動論として論究されなかった背景には、行政訴訟という運動レパトリーが、弁護士という専門家に委ねる委任型の運動に転化する危険性が危惧されるなど（飯島 1970；宇井

1974)、住民運動としては評価が低い側面があったことが影響しているだろう。法廷内において弁護士の役割が大きいは論を待たないが、しかし、運動主体は弁護士に全てを任せているだけの受動的な存在ではない。法廷外において、運動主体は様々な実践を行うのであり、そうした運動主体にとって行政訴訟はどのような意味を持つのかを考察する必要があるだろう。それはすなわち、「勝訴/敗訴」という結果や制度変化、政策変化に主に分析の視点が枠づけられていた先行研究に対し、本稿は行政訴訟の影響をより広く捉え、行政訴訟が運動自体にもたらす影響に着目することを意味する。換言すれば、公共的な討議空間としての機能強化が図られつつある法廷に向けて、運動主体がどのように主体化し、法廷外部で実践を展開するのか、という動態的な様相を捉える「運動の説明」だけでなく、運動主体（運動体）にとって行政訴訟はどのような意味を持つのか（＝行政訴訟は運動にどのような影響をもたらしているのか）という点を捉える「運動の解釈」を試みる⁸。そうすることで、行政訴訟の特性や意義について社会的に探究する途が拓かれてくると考える。また、そうした運動主体（運動体）にとっての行政訴訟の意味を捉えていくことで、運動が当該地域にどのような影響を与えていくのかという研究課題を論究する途が拓かれるだろう⁹。当然、行政訴訟だけが住民運動のレパートリーであるということではないが、近年注目を浴びつつある行政訴訟について、先行研究は十分に論究してこなかったのであり、本稿はその課題を乗り越えるための手がかりを提供することを目的とするものである。

そこで、本稿では、近年東京都において注目を集める環行協の中でも、法廷外において積極

的な活動が展開され、さらに、新しい権利の形成に向けた動きが現われている下北沢の運動を事例として、行政訴訟という運動レパートリーの動向と意味に迫ることを試みる。データとしては、各アクターへのインタビュー、また運動体の活動の参与観察などを一次的なデータとして扱う。

本稿の構成は、まず次章で、行政訴訟を対象とした先行研究を整理し、法廷外の運動の展開やその意味について十分論じてこなかったという課題を提示する。そして、その課題を乗り越えるべく、運動主体（運動体）に焦点を当てる必要性を論じる。また、運動主体（運動体）に焦点を当てることで、行政訴訟を契機に顕在化する「正統性/正当性をめぐる争い」を捉えることが可能になる点を主張する。第三章では、下北沢における行政訴訟を事例に、「正統性」や「正当性」をめぐる争いを焦点に、運動主体、運動体にとっての行政訴訟の意味について迫る。そして、第四章で、結論として本稿の意義と課題を提示する。

2 先行研究の課題と本稿の分析枠組み

2-1 先行研究の課題——「運動の解釈」の欠落——

「裁判の政治化」論の意義と限界

運動論的な視点から行政訴訟を論じるための視野を切り開いたのは、棚瀬孝雄の「裁判をめぐるインフルエンズ活動」論文（1972年）を契機とする、「裁判の政治化」論だった¹⁰。棚瀬は、「裁判過程がどのような影響をもたらすのか（政策形成機能）」という点、また、「裁判過程にどのような影響をもたらすことができるのか（インフルエンズ過程）」という点を捉える必要があるとして、法廷外にまで視野

を拡大して分析する必要性を明示している(棚瀬 1972:307)。その際、棚瀬は「訴訟支援団体」という運動体を分析の焦点とし、そうした運動体が裁判の政治化を促進する要因であり、同時に裁判の政治化をモメントに形成されるものとして捉えた。そして、運動体の形成・展開を追究することで「裁判の政治化」の具体的な状況を明らかにすることができるという示唆に富む分析の方向性を論じている(ibid:311)。

棚瀬自身は実証的な分析は行わなかったが¹¹、その後、田中成明は棚瀬の議論を継承し、(棚瀬が焦点に当てなかった)裁判所の政策形成機能について詳細な分析を行っている(田中 1979)¹²。こうした田中の議論は、アメリカの法運動研究の Scheingold の「権利の政治学 politics of rights」論と通底している(Scheingold 1974)。Scheingold は、それまでの議論が裁判所の救済的な判決によって有意義な社会変化が生じるという optimistic な考え方を前提にしており(「権利の神話」、社会変化に対する判決のインパクトを直接的な救済だけでなく、より現実の社会的文脈に即して捉えるべきという「権利の政治学」パースペクティブを提示している。したがって、Scheingold も田中も訴訟という運動レパートリーが社会的にどのような意味を持ったものとして存在しているのかを探ろうとしている点で共通していた。

しかし結局は、彼らは(棚瀬も含め)制度や政策といった社会変化を念頭に置くことで、行政訴訟の意味を限定的に捉えていた。すなわち、運動主体や運動体にとって行政訴訟がどのような意味をもったものとして存在しているのかという視点(「運動の解釈」)は全く存在していなかった。結果、訴訟をめぐる、運動主体がどの

ように主体化し、どのような取り組みを行っているのか(「運動の説明」)という点についても分析がなされなかった。

資源動員論的アプローチの意義と限界

上述した「裁判の政治化」論は 80 年代に、長谷川公一によって資源動員論と結びつくことになる。

長谷川は資源動員論の立場から、「他の手段によって交渉力を拡大することが困難な相対的に劣勢な集団は、提訴によって、社会的資源の動員可能性を拡大し、紛争下における交渉力の拡大を可能にしうる」として、裁判過程を資源動員過程として捉える(長谷川 1985:208)。別稿では、「資源動員論の理論的特徴は、組織レベルで分析を行い、直接剥奪を受けている当事者よりもむしろ良心的支持層と呼ばれる、直接的な利害当事者ではない外部からの支持を重視することにある。(略)。その説明課題は、社会運動はいかにして運動のメンバーの動員に成功し、どんな戦略を採用するのか、つまり資源の動員と戦略に焦点をおいて、運動過程の衰退を説明し、成功の条件・失敗の条件を特定化することにある [下線部強調は引用者]」(長谷川 1989:66)と、その狙いを明らかにする¹³。

長谷川の議論は、先述した「裁判の政治化」論(インフルエンス論+政策形成機能論)を継承し、「資源動員論」という枠組みに位置づけ直したものであると言える。そして、資源動員論的アプローチは、裁判過程の分析を志向していた法社会学者たちに採用されることになる¹⁴。その中でも、宮澤節生は資源動員論を分析視点にすることで、権利の実定法的制度化の条件を実証的分析に明らかにしようとしている(宮澤 1988)。和田安弘も「いかなる運動が普遍的正当性をもった権利として政治的に制度化

されるのかという問題関心を事実の側面から検討し理論化しようとするれば運動論アプローチになる〔下線部強調は引用者〕(和田 1989:60)、「政治的に制度化された権利という地位に到達するためには、利益主張はいかなる条件を備えていることが必要なのかという問題関心が権利形成の実証研究の中心に座ることになる〔下線部強調は引用者〕(和田 ibid:61)と主張し、宮澤と同様に資源動員論の視点から分析を進めることを提起している。

しかし、資源動員論的アプローチは「裁判の政治化」論と同じ轍を踏み、「権利の政治的制度化」や「制度形成機能」などの成果に焦点を限定していた¹⁵。その点で、行政訴訟という運動レパートリーの社会的機能や意味を制度形成だけに限定せずに、運動体、運動主体にまで拡大する必要があった。すなわち、「HOW (運動はいかにして成功するか)ばかりで WHY (運動はなぜ起こるか)を十分に扱ってこなかった」(片桐 1995:37)という資源動員論への批判に、さらに「WHAT (その運動はどのような意味があったのか)」という「運動の解釈」を付け加え、その点を運動主体(運動体)に焦点を当てることで論究していくべきである。そうすることで、「運動の説明」についても、運動主体がどのように主体化し、法廷外部で実践を展開するのか、という動的な様相について、より明確に捉えていくことが可能になってくるだろう¹⁶。

そして、運動主体(運動体)に焦点を当て、行政訴訟という運動レパートリーの展開や意味を分析することで、(やや結論の先取りになるが)「正当性」と「正統性」という行政訴訟の意味について分析する途が拓かれる。そこで、節を改めて、本稿の分析枠組みとなる「正当性」と「正統性」について明らかにする。

2-2 本稿の分析枠組み——「正当性」と「正統性」——

「正当性(Rechtfertigkeit)」とは、言うまでもなく、物事の内容の「正しさ」であるが、人々・集団・社会の間で、どのような内容が「正しい」のか、常に一致するわけではない。それ故に、時に「正当性」の対立が起きるわけだが、そうした対立を緩和させ、ある内容への自発的な服従契機をもたらすのが、Max Weberが論究した「正統性(Legitimität)」という形式要件であることは論をまたないだろう(Weber [1922]1956=1970)¹⁷。

本稿では十分に検討する紙幅はないが、これまでの住民運動論では「正当性」と「正統性」の次元は必ずしも区別されてこなかった。しかし、住民運動論の代表的な論者である似田貝香門はかつて、「公共性の実体批判」と「公共性の過程批判」という批判の区別を行っており、各々の批判の対象は本稿で論じるところの「正当性」と「正統性」の区別とほとんど平行である。すなわち、公権力が「公共性」の名のもとで行う開発計画の内容と、それまでの手続き過程を批判することによって、住民の「批判的公共性」が確立するという議論である(似田貝 1976)。この議論を現代において継承、発展していくためには、その「正当性」や「正統性」をめぐる公権力と住民との争いの過程を実証的に分析することが求められてくるだろう。

特に、都市部を中心に、都市空間の商品化が急加速に進行する現代において、開発計画(都市計画)は一定の手続き過程を経ることで、「正統性」が付与されたものとして運動の前に立ちふさがっている。それ故、運動主体(運動体)はそうした計画の「正統性」を批判するだけでなく、自らの主張に「正統性」と「正当性」を付与する必要(=「正統化」「正当化」)が前景

化してきている。

その点で、行政訴訟という運動レパトリーは、運動レパトリー全体の中でも重要な意味を持つことが想定される。すなわち、第一に、結果として、手続き過程の違法性などが法廷で認められ勝訴になれば、当該計画の「正統性」を解体することが可能になる。また、結果が伴わずとも、その過程で当該計画の「正統性」を問題化することが可能である。また、法廷という公共的な討議空間の中で、形式的には行政と対等に議論することが保障されるため、あるべき手続き過程などを主張することで、自らの主張の「正統化」を図ることも可能となる。以上のような「正統性」批判、もしくは「正統化」といった実践は当然、他の運動レパトリーなどでも可能であるが（集会、デモ・・・）、行政訴訟は法廷という法システム内部での対決であるが故に批判の影響力は大きく、また、精緻な「正統化」の実践が求められる。そして、第二に、行政と反対運動側が各々の主張に「正統性」を付与していく結果、法廷外の潜在的な支持層にとって、どちらの「正統性」を選択するのかという問題が浮上することになる。その選択に大きく影響を及ぼすのが、どちらの計画が「正しいのか」という「正当性」の争いであり、こうして、訴訟を契機に「正当性」をめぐる争いも激化することが想定される。

以上のように、運動主体（運動体）にとって、行政訴訟は「正統化」や「正当化」の重要な戦略であると考えられる。そして、こうした点を捉えるためには、法廷内外における運動主体（運動体）の動向に焦点を当てなければならない。そこで、次章以降では、再開発問題から行政訴訟というレパトリーを採用した下北沢の住民運動を事例に、「正統性」「正当性」をめぐる争いの様相について、運動体、運動主体の動向に焦点を当てながら明らかにしていく。

3 下北沢再開発問題における「正統性 / 正当性」をめぐる争い

3-1 下北沢再開発問題の概況

世田谷区の北東部に位置する下北沢地域は、現在、下北沢駅を中心に多くの店舗が集積する盛り場であり、その周囲を閑静な住宅街が囲む住商地区でもある。

下北沢地域は、昭和初期までは農村に過ぎず、小田急線の開通（1927年）・井の頭線の開通（1933年）によって、急速に郊外住宅地へと変貌を始め、80年代から現在にかけて広域から人を集める盛り場に急速に発展した地域であった。そのため、区画整理などは十分に行われず、細い路地で複雑に構成されたままとっている。しかし、そうした「開発の遅れ」が下北沢という街の特徴となり、車が進入してこない迷路のような空間を「歩いて楽しめる街」としてメディアからも注目を集めてきた。また、ライブハウスや劇場が多く存在していることもあり、「文化の街」「若者の街」として80年代後半から雑誌などで取り上げられてきた。

このように、下北沢地域は経済的には隆盛する市街地であるが、地域住民、来街者らが共通に問題として掲げる「ボトルネック踏切」（開かずの踏切）という問題が存在していた。下北沢地域の踏切は、ラッシュ時には1時間のうち50分も踏切が閉まることがあったと言われ、日々人が行き交う盛り場にとっては解決が求められていた問題であった。それ故に、2003年に小田急電鉄の地下化が決定し、ボトルネック踏切の解消が決まった時は、多くの人が地下化を歓迎した。しかし、その後、多くの住民、来街者にとって、事態は思わぬ方向に展開していく。なぜなら、踏切の解消に合わせて、補助54号線という街を横断する道路の整備計画が

突如浮上したからである¹⁸。しかも、補助 54 号線は普段は歩行者で賑わう商店街を大きく二分する巨大な道路であった。

道路計画が突如浮上したのは、ボトルネック踏切の解消の為に線路の高架化、地下化事業が、連続立体交差事業という大規模な都市型公共事業の一環として行われたことに起因した。連続立体交差事業とは、「鉄道と道路が 2 ケ所以上交差する区間（350 メートル以上）において鉄道と道路を 3 ケ所以上立体交差させ、2 ケ所以上の踏み切りをなくす事業」（建運協定）である。要するに、鉄道の高架化か地下化によって、2 ケ所以上の踏切をなくし、その場所に道路を通す（＝立体交差させる）事業と抱き合わせで、更に 1 ヶ所以上新しく道路を整備し鉄道と交差させ、「3 ケ所以上立体交差」させるための事業である。事業費の 8 割近くが道路特定財源となっていることから分かるように、道路整備を念頭に置いた国交省の事業である。

そして、下北沢では、立体交差できる場所が、環状 7 号線と補助 26 号線が小田急線と交差する二地点しかなく、「3 ケ所以上の立体交差」という条件をクリア出来ていなかった。そこで、補助 54 号線という都市計画道路を整備することで、条件をクリアすることが企図されることになったのである。

しかし、その後、2004 年 4 月に建運協定が改正され、踏み切り遮断時間が 1 時間に 40 分以上あれば連続立体交差事業の要件を満たすことになり、補助 54 号線を整備しなくても、踏切を解消することができることになった。それにもかかわらず、世田谷区は、補助 54 号線の整備計画を変更することなく、2004 年 11 月に補助 54 号線を活用した「下北沢駅周辺地区地区計画案」を提示することで、一連の都市計画によって再開発を企図していることを明らか

にする¹⁹。

具体的には、世田谷区は、「土地の合理的な利用の促進を図り、道路空間の確保と建築物の不燃化を促進させ、秩序ある景観の揃った街並みの形成を目指す」という目的の「街並み誘導型」の地区計画案を作成し、補助 54 号線と駅前広場に面する敷地は 500 m²以上あれば 45m の高さの建築物を、さらに 2000 m²以上あれば 60m の高さまで建築物を建てることを可能にした（図 1）²⁰。

こうして、低層の街で、歩行者主体の街であった下北沢は、ボトルネック踏切の問題を契機に、開発投資を誘導する一連の都市計画によって、中高層の街・車が往来する街へと変貌する可能性が急浮上することになる（図 2）。

3-2 「正統性」をめぐる争い——行政訴訟への展開——

街のあり様を大きく変えるような一連の都市計画に対し、住民らを中心にして「save the 下北沢」という運動団体が 2003 年 12 月に成立し、反対運動が展開されることとなった。save the 下北沢は、突如浮上した一連の都市計画の情報を周辺住民に広め、17000 人の反対署名を集める活動や、区庁舎への大々的なデモ活動など積極的な反対運動を展開した。また、そうした行政との交渉だけでなく、様々なイベント活動の実施や、音楽・映画・演劇関係の著名人の賛同の取り付けや、下北沢の魅力を広めるための様々な活動の展開など、特徴的な活動を展開し、マスコミの注目も集めていった。

そして、当初、運動が直面したのは、一連の都市計画の「正統性」というものであった。突然、住民の前に提示されたように見えた一連の計画は、区の論理によると、「まちづくり懇談会」という「住民組織」と長年の協議の結果策定さ

図1 下北沢駅周辺地区地区計画図

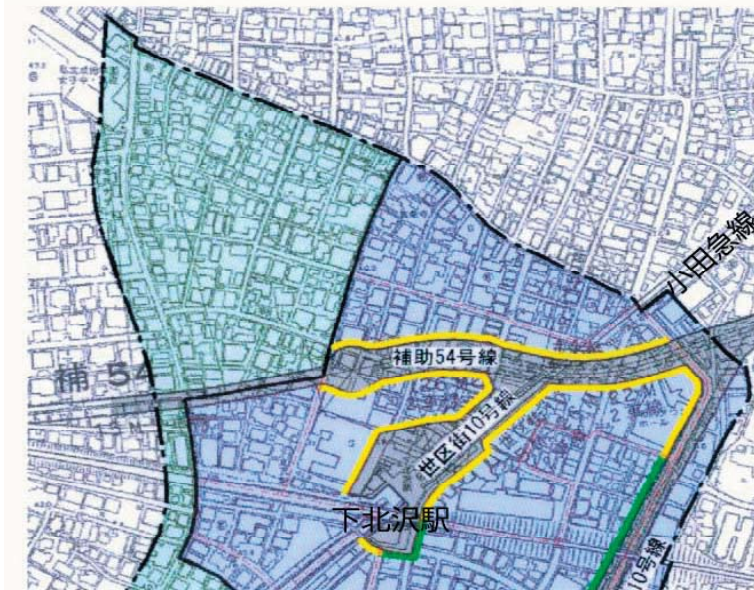
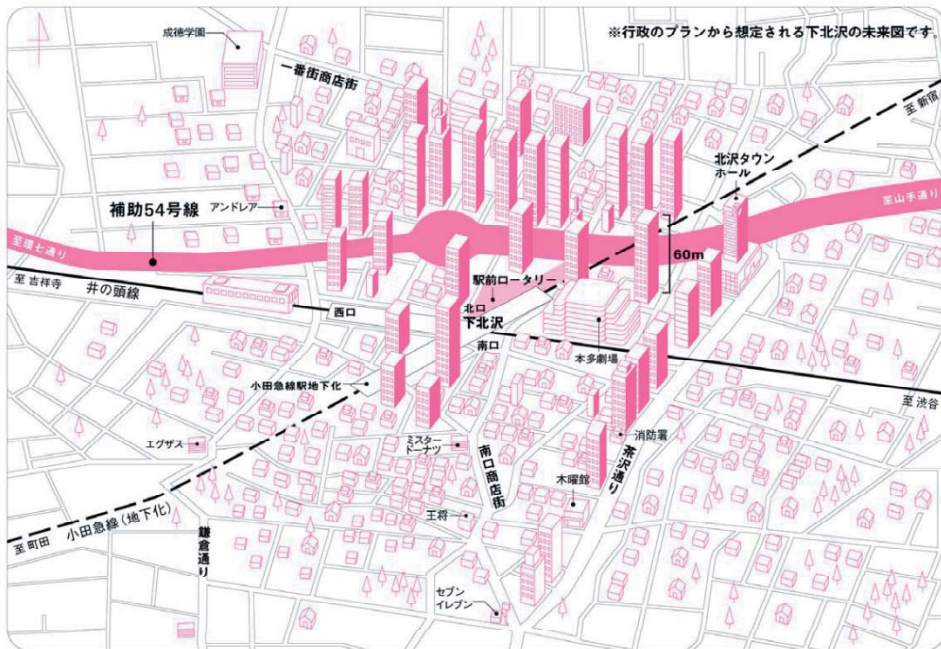


図2 (都市計画を前提にした場合の) 下北沢の未来予想図²¹



れたものであり、「手続きを踏んだものである」ということであった。しかし、「まちづくり懇談会」は「まちづくり協議会」とは異なり、住民なら誰でも参加できるというわけではなく、商店街と町会の限られたメンバーしか参加が許されない閉じた組織であり、その「正統性」は問題含みのものであった。そうした問題点を主張した運動側は、当初、商店会、町会にアプローチし説得を試みたが、長い年月をかけて議論してきた「経緯」という形式を重視する商店会、町会は、計画を白紙にしようとする運動側の主張に同意しなかった²²。

その一方で、save the 下北沢に住民以外のメンバーが多く在籍していたことから、計画推進側によって、「住民以外人間は発言権がない」という論理で、逆に、運動側に「正統ではない」という批判が向けられることになる²³。そこで、save the 下北沢は、当事者性を打ち出すために、2005年12月に「商業者協議会」という下北沢の商業者のみが加盟する団体を作り上げるようになる²⁴。商業者協議会は、地元の商業主の要望を集め、要望書を区に提出するなど、積極的な活動を展開するが、商店会に加盟していないテナントが商業者協議会に多かったため、結局、計画推進側からは「第三者の意見」とされる傾向があった。

また、運動側は、当初は「下北沢を守ろう」という漠然としたスローガンを掲げた運動体だったが、それでは現状の下北沢のあり方に問題を感じている住民との対話ができないと考え、代替案を提示する「下北沢を守り育てる」運動体へと変貌を試みるようになる。そして、2004年12月には「下北沢フォーラム」という都市計画の専門家を集めた専門集団を結成し、代替案の作成を行っている。しかし、結局そうした試みも、「住民」ではない人間が作成

した計画という点で「正統性」が問題視された。また、「行政・住民VS非住民」という作られた図式のもとでは、代替案は「正統性」の点で分が悪く、なかなか多くの住民の支持を得るということにはならなかった。

こうして、世田谷区は運動側との話し合いをする姿勢を見せず、運動側との意見対立は平行線をたどっていく。そして、都市計画法で義務付けられている地区計画案への住民の意見募集に対し、60%近くの住民が反対、25%近くが保留という態度を表明していたにもかかわらず、2006年7月には世田谷区が都に事業認可の申請を行い、10月の都市計画審議会で、傍聴に訪れた住民らの怒号が交わされる中で、一連の都市計画は承認され、同日に東京都によって事業認可される事態となった²⁵。

一連の都市計画が事業認可されたことは、運動側にとって大きな挫折であった。話し合いを試みても、「当事者性」が問われ、その主張の「正統性」が問題になった一方で、住民の多くが反対を表明したはずの地区計画が事業認可され、合法的なものとして「正統化」されたことに、多くの運動主体が大きな矛盾を感じていた。そこで、運動側が次に選択した戦略が行政訴訟であった²⁶。それは、事業認可自体の取り消しが可能であるというだけでなく、法廷の場では少なくとも対話のテーブルに行政を座らせることができただけであった。また、情報公開請求などで、それまでの手続き過程がいかに違法であるのかを公衆の面前で示すことで、計画推進側の「正統性」を崩すことも可能であったからだ。

こうして、事業予定地の地権者を中心に52名の原告によって「まもれシモキタ！行政の会」（訴訟の会）が2006年9月に結成され、行政訴訟という運動戦略が展開されることになる²⁷。これまでの大きな出来事を年表にまとめると、

表1 下北沢再開発問題 年表

年月	行政・計画推進側の動き	運動側の動き
1946年	補助54号線の都市計画決定	
1964年	小田急線複々線化事業都市計画決定	
1970年代～		小田急線地下化を要望する陳情、運動が発生
1984年12月	「下北沢街づくり懇談会」設立	
1998年6月	「下北沢街づくり懇談会」がランドデザインを提出	
2003年1月	補助54号線等が都市計画（変更）決定	
2003年12月		「save the 下北沢」結成
2004年4月	建運協定が改正	
2004年11月	世田谷区が「下北沢駅周辺地区地区計画案」を発表	
2004年12月		「下北沢フォーラム」結成
2005年12月		「商業者協議会」結成
2006年7月	世田谷区が補助54号線などの事業認可を都に申請	
2006年9月		「まもれ！シモキタ行政訴訟の会」結成
2006年10月	一連の都市計画が事業認可	
2006年11月		第1回公判が開かれる（東京地裁）
2007年9月		「あとちの会」結成
2007年11月		環行協が発足（訴訟の会が加盟）

表1のようになる。

そして、2006年9月以降から2009年3月現在に至るまで、12回の口頭弁論が行われ、様々な論点が法廷上で議論された。論点は多岐にわたるが、一つの焦点はやはり「正統性」をめぐる争いだった。「原告適格」（原告として適格であるかどうか）の論点が行政側から提起されることになり、「当事者性」の論点が再登場したが、結局は法廷という公共的な討議空間によって初めて運動側は議論の参加者として正統であることが認められることになる。なぜならば、行政訴訟法の改正によって、原告適格を柔軟に解釈することが求められてきており、また、事業予定の地権者が原告団のなかにいるため、少なくともその地権者たちには原告適格を与えないという判断は法律上難しいからであった。

そして、今度は、運動側によって、それまでの都市計画の事業認可に至るまでの手続き過程の違法性が次々と公衆の面前で明らかにされることになる。詳細については紙幅の関係上省略するが、上述した地区計画策定における問題、環境アセスメントが行われていない点、駅前広場の整備計画が開発投資を誘導する為に建築基準法などの法律に違反した形で策定されている点や、その策定過程で虚偽の情報を街づくり懇談会に提供し議論を誘導するといった違反が行われていることなど、その手続き過程の問題点を明らかにしている。こうした問題点が明らかになるのは、行政訴訟が法廷という＜制度内対決＞であることに大きく起因する。すなわち、法廷の中においては、情報公開を請求することが可能であり、また、特定のトピックについて

の討論が制度的に保障されているからである。こうして、行政訴訟によって、一連の都市計画の「正統性」というものが徐々に揺らぎ始めていくことになる。

さらに、形骸化した住民参加ではなく、実質的な住民参加のもとで計画を策定、実施していく必要性が再度述べられていった²⁸。また、連続立体交差事業（鉄道の地下化）によって地表部分に現われる土地の利用についても、法的根拠を示しながら、都市計画事業者と住民が協議するべきという主張も展開された²⁹。このようにして、運動側も自らの主張・構想に「正統性」を付与することを試みるようになる。

3-3 「正当性」をめぐる争い①——集团的権利の構築——

前節で明らかにしたように、訴訟という運動戦略を採用することで、一連の都市計画の「正統性」が揺らぐことになる。結果、運動側にとって、自らの主張の「正統性」だけではなく、自らの構想の「正当性」を確立していくことが重要になってきている。これまでも運動側は妥協案などを作成することで、計画の内容についても争ってきたが、「正統性」が問われることで行政や周辺住民に受け入れられず、内容については十分に議論を展開できなかった。しかし、訴訟を行うことで、対等な立場で計画の内容自体について意見を述べる機会が与えられ、さらに法廷外においても、「正統性」の面で分が悪い状況がなくなりつつあることから、再び代替案などの作成によって潜在的な支持者からの支持を獲得する活動が重要になりつつある。

そして、行政訴訟という運動レパートリーの採用によって、「正当化」に向けた動きも新たな状況を迎えることになった。具体的には、第一に、「文化的権益」の形成といった活動の変

化と、それに伴い運動体の視野が拡大している点、第二に、運動文化が変質し、活動が変化してきている点が挙げられる。前者については本節で、後者については次節で明らかにする。

集团的権利の構築——「文化的権益」の構築——

訴訟の会は「計画によって何らかの権益が侵害される点で、計画自体が正当なものではない」という主張を展開する段階に近年は突入している。そうすることで、事業地の地権者も含めた地域住民、さらには来街者などを反対運動に動員していくことを促進し、法廷外から法廷内へのプレッシャーをさらに与えることが可能になると考えている。

訴訟の前段階の運動においても「下北沢の景観」を保存する主張は展開されていたが、景観を享受することが法的な権利であるという主張は行われていなかった。しかし、「正統性」をめぐる争いを経て、そうした景観の享受そのこと自体が一つの集团的な権利であるという構築が行われるようになってきた。運動の初期からの中心メンバーの一人である木村和穂氏は以下のように述べている³⁰。

「おまえは商売していない癖に、この街のことに口を出すな」とか「おまえは住んでいないのに、何を言うんだ」とか、ポジションナリティがその人の発言の根拠としてどこまで正統性をもたらすのか、もたらさないのかという細かいポリティクスが街の中ですごくある。…当然いろんな利害関係者があるでしょう。住民とか業者とか、働いている人たち。しかし、それでも共有している価値、街という公共空間があるということを言わないと、「いちいちおれは住民だから反対しているんだ」とか、「業者だから反対しているんだ」

とみたいなことをずっと言い続けても、話が
発展しないので、街というのはいろんな人が
いて、個人のポジショナリティに還元されな
い公共性があるんだというような主張がその
中から編み出されていった。[下線部強調は
引用者]

こうして、下北沢の景観は地主だけの享受で
きるものではなく、周辺住民さらには来街者も
含めて共同に享受出来得るものだという論理が
明確に打ち出され、「文化的権益」という新た
な権利が主張されることになる³¹。新たな権利
であるのは、彼らが保全しようとする景観は自
然的環境というわけでもなく、また歴史的価値
があるとされているような景観でもない、密集
市街地の雑然とした景観であったからである。
また、国立の判例のような、日照・通風・眺望
などに関わる隣地からの「生活妨害」といった、
侵害類型としては個人的な人格権、または所有
権の侵害として捉えることが可能なものではな
く、個々人に割り当てられた権利の範囲を超え
るような広がりをも有する点で新たな「集団的環
境利益」(富井 2004)であったからだ。

ただし、この「文化的権益」が法的な権利と
して確立したと訴訟の会は考えているわけでは
当然ない。包括的な権利であり、まだ法廷の場
で争われていないということもあり、十分に権
利としてまでは確立しているわけではない。そ
こで、勉強会やシンポジウムなどを積極的に開
催し、哲学的な議論から、都市計画学、経済学、
社会学など様々な議論を学習し、そして言語化
することで、「文化的権益」というものを受肉
化し、下北沢の文脈で根拠づけることを試みて
いる段階に今はあると言える。

そして、権利の構築の過程で、「文化的権益」
が「一般的な価値」を内包するものとして捉え

られるようになる。例えば木村氏は以下のよう
に述べている³²。

下北沢にしかないものを守れと、世界遺産
的な発想で特殊なものだから守れというので
はなく、どこにでもあるようなものだけど
も、その象徴として、こういうものを大事
にしようという表現になると思うんです。そ
こが誤解されると、下北沢は特殊な町だから、
だから守れという運動をしているという誤解
をされてしまう。そうではなくて、どこにで
もあるような普通の生活、普通に人と人が出
会うことが出来て、和やかな雰囲気があって、
普通に生活が出来る、過ごしやすい町の代表
格の下北沢を守れというつもりなんです。僕
らは下北沢に住んでいるんだから下北沢の問
題に取り組んでいるというぐらいのつもりで
いる。あんまり下北沢に特化するつもりはな
く、特化するとシモキタファンには届くけ
どそれ以外には届かないですよ。

したがって、「文化的権益」は下北沢地域だ
けのものではなく、どの地域でも構築すること
ができ、その保護を主張することが出来る「一
般的な価値」を持つ権利である、という論理に
なっている。そして、その結果、そうした「一
般的な価値」を持つ権利を侵害する、現代の都
市のあり方への問題提起、さらにはオルタナテ
ィブな都市像の形成、提起という(困難な)課
題をも引き受けることになる。

すなわち、「文化的権益」が下北沢だけのも
のであるならば、侵害される権利を明らかにし、
それを侵害する世田谷区、東京都、国交省を相
手に、その違法性を主張すればよいことになる
が、「文化的権益」が下北沢だけのものではなく、
どの地域でも権利として主張することがで

きるものであるならば、そうした権利を侵害する現代の都市のあり方自体が問題であるということも議論の射程に収めなければならなくなる。そうして、現代の都市のあり方に対するオルタナティブを提起していくという運動に、運動体の性格が訴訟を契機に変容していくことになる。具体的には、2009年2月28日に開かれた2008年度の原告総会では「東京のあり方、社会のあり方のオルタナティブを考える社会運動」として、運動体が再定義され、代替案を作成するだけでなく、「中高層のまちづくりが進行する現代の都市のあり方に対し問題提起し、低層のまちづくりという考え方の正当性、根拠づけを確立しなければならない」という方向性が確認、共有されている。

このように、下北沢の景観を保存すべく事後阻止型の運動として始まった運動は、行政訴訟を契機に権利論を構築することで、視野を拡大し、現代の都市のあり方自体を問題視するようになる。そうした視野の拡大の成果の一つが、東京環境行政訴訟原告団協議会（環行協）への加盟であり、訴訟を契機に他団体とのネットワークも形成されつつある。もちろん、運動主体の中には訴訟に入る前から、中高層化が進む現代の都市のあり方に問題を感じる主体も存在していたが、そうした主体にとっても、感情論ではなく、権利として、その考え方の「正当性」、根拠づけが問われるようになった。そのため、現代の都市のあり方について、また、そのオルタナティブに向けて、明確に視野を拡大させていくことが求められるようになっていく。

3-4 「正当性」をめぐる争い②——運動文化の変質——

また、行政訴訟という運動レパートリーを採用することによって、運動文化が変質し、「正

当化」に向けた動きも新たな状況を迎えることになった³³。

「原告」というスタンスの明確化——運動主体の変容・運動体の性格の変容——

訴訟の会は、勝訴の為に戦略的に、自分たちの主張の「正当化」を行うようになっていく。その象徴的な活動が、事業予定地の地権者との対話・説得という新しい活動である。地権者の多くが計画の反対に同意することが、自分たちの法廷での発言力を高めると考えているからだ³⁴。また、地権者に計画反対者がいれば事業は進まず、強制収用するにしても相当の年月がかかるため、事業進行を押し留めるための活動でもある。

さらには、「まもれ！シモキタ通信」という通信を毎月約2万部発行し、裁判で話題になった点や裁判の過程で明らかになった点などを掲載し、地権者だけでなく、周辺住民、住民以外の来街者へも働きかけを行っている³⁵。特に、北沢2丁目という下北沢地域の中心区域の全ての住宅と店舗に向けて、運動主体は自らの足で通信を配布し、対話を行うという活動を行っている。

現在、訴訟の会の活動は、以上の二つの活動（地権者訪問、通信発行）を定期的に行い、合間を縫って、代替案の作成をするという活動状況になっている。支持者を獲得する為にはこうした定期的な活動（正当化）が重要になると言えるが、この二つの活動だけでも大変な労力と費用がかかるため、他の活動を行う余裕が十分でない状況にある。

こうした活動に膨大な労力と資金を動員するようになった背景には、運動主体の意識の変化がある。その点について、木村氏は以下のように述べている³⁶。

裁判所で負けるか勝つかの真剣勝負だか

ら、適当にはできない。Save the 下北沢の時は、もうちょっと感情に任せてやっていた部分がある。何で行政は言う事を聞いてくれないんだと。運動の原動力みたいなのがそういうものだった。訴訟はそういう怒りみたいのではないですね。もっと白黒はつきりさせたいということです。…（そして、訴訟をすることで）自分たちは、これは違法だと思えますというスタンスがはつきりする。それに賛成するかしないかということじゃないですか。そこで、やっぱり、一つスタンスを決めている [下線部強調は引用者]

すなわち、訴訟をすることによって、「計画に反対する原告」という立場が明確になり、その立場を強く意識するようになっていく。また、その背景には、「自分たちが呼びかけ人になって、一緒に裁判やりませんか」と声をかけて、しかもそれなりにお金を払って、参加してくれた原告らがいるという立場、呼びかけた側の責任というものがある」といった意識も影響している。

以上のようにして、運動主体は「正当化」に向けて、地権者訪問・通信発行という活動に諸資源を動員するようになる。しかし、それは、運動がルーティン化する可能性も内包する。そのため、運動自体に楽しみを見出そうとする運動主体の分離が生じる傾向がある。その点について、木村氏は以下のように述べている³⁷。

訴訟を始めたことで、この運動は文化運動だと思っていた人は置いてきぼりを食うようになった。みんなで集まって、街の事を考えて議論し、それを行動に移すといったこと自体が楽しいという部分があると思うんですね。運動の中に。それとは訴訟は質が違うじゃないですか。…そこで運動の質が変わった

というのはありますね

それまでの save the 下北沢という運動体が文化運動の側面を持っていたこともあり、文化運動として運動に参加していた運動主体は訴訟の会には加入していない。ただし、強調しておかなければならないのは、そういった運動主体は裁判自体に反対しているわけではなく、訴訟の会とは協調関係にあるということである。したがって、save the 下北沢と訴訟の会を大きな一つの運動体として捉えるならば、訴訟の会は訴訟に重点を置きながら「正当化」を図る一方で、save the 下北沢は文化運動として問題を提起するという形で役割分担が行われているとも言える。また、二つの団体に属し、各々の団体の方針に即した活動を実践する運動主体も存在している。すなわち、訴訟を契機に、行政との交渉、対決を行う役割を訴訟の会が担い、文化運動を行いながら様々な形で問題を開示する役割を save the 下北沢が担うという形で、それまで混在していた運動の性格が分離し、役割分担が行われるようになったと捉えることができる。

活動方針の対立——行政との対話優先 v s 行政との対決優先——

また、活動方針をめぐる、運動体間で対立も生じている。具体的に言えば、実際に代替案を作成・実現させていくうえでは行政と連携していくことが必要であるという考えから、2007年9月に下北沢フォーラムのメンバーが中心となって「あとの会」が結成され、訴訟の会とは距離を取るようになっていく。

当初は、訴訟の会とあとの会は協調し、裁判で行政と争うと同時に行政と交渉するという運動戦略の方針を共有していた。しかし、その協調路線も、行政との対決を優先する運動主体

と、行政との対話を優先する運動主体の間のズレが次第に拡大することで崩れ、現在では二つの団体の交流はほとんど皆無の状態にある³⁸。そして、現状では、各々の団体で代替案の作成を行っている。

訴訟という運動戦略は、行政との対決姿勢を鮮明にするため、行政と協力して現実的な構想の実現を図ろうとする（そうすることで正当化を図る）運動主体とのコンフリクトをもたらす可能性があると言える。

4 結論——行政訴訟という運動レパトリーの意味——

以上、下北沢の事例から、運動主体（運動体）に焦点を当てながら、その運動の動的な様相を明らかにしてきた。下北沢の事例から、行政訴訟一般の話にまで展開することには一定の留保が必要であり、今後の研究課題であるが、以下の点は運動にとって行政訴訟というレパトリーが持つ意味として導出出来ると考える。

第一に、行政訴訟は、開発をめぐる「正統性」の争いをより前景化させる。公共的な討議空間の中で、形式的には公権力と対等の立場となり、情報公開などによって、手続き過程における違法性や問題点などを明らかにすることが可能になる。下北沢地域においては、裁判過程によって、それまで絶対視されていた計画の「正統性」が揺らぎ始め、別様のより良い手続き過程があったのではないかと、という主張のもと運動側が構想する手続き過程に「正統性」が予見され、開発推進側と運動側の間で「正統性」をめぐる争いが表面化した。

そして、運動主体は「正統性」を争う過程で、望ましい「住民参加」（住民自治）のあり方を再考するようになる。下北沢においては、「住

民自治の先進地区」とされてきた世田谷区における住民自治、住民参加のあり方が形骸化される構造があることを運動主体（更には住民）に自覚させ、小田急線の跡地利用というトピックについては策定段階から、運動主体はあるべき住民参加の方式を模索し要望書を提出している。

第二に、行政訴訟を契機に「正当性」の争いが前景化する中で、運動主体は開発によってもたらされる被害を、日常的な言語・感覚から「法律上保護された利益」、もしくは「法律上保護に値する権利」として構築するようになる。下北沢においては、公共の利に益するとされた地区計画・道路整備計画の「正当性」を運動主体は疑い、景観を保存、享受することを集団的な権利であるとして自覚し、「文化的権益」という新しい権利の構築に取り組んできている。そして、そうした権利の構築の過程は、個人の〈欲望〉を地域レベルで共同化できるものに転化させ、出来得る限り一般的に適用可能なものへと転化させていく過程でもあった。その過程は、最終的には、現代の都市のあり方自体との対立・再考をもたらし、オルタナティブな都市像の形成・提起という困難な課題に取り組む契機をももたらすことになる。こうして、行政訴訟を契機に、事後阻止型の運動は、明確に視野を拡大するようになる。当然、社会一般に関わるような問題を当初から提起するような社会運動は行政訴訟以外にも存在するのであり、そうした運動自体は目新しいものではない。しかし、行政訴訟という運動レパトリーが権利論を必然的に伴うことで、明確に視野の拡大をもたらすことには注目する必要があるだろう。

第三に、行政訴訟は〈制度内対決〉であるが故に、運動文化が変質を余儀なくされる。下北沢では、〈制度内対決〉の場に入ること、運

動主体は「原告」としての立場を強く意識するようになり、勝訴に向けて地権者訪問などの実効的な活動に諸資源を動員するようになる。結果、運動が勝訴に向けた活動に純化し、それまで運動が持っていた曖昧な部分が切り捨てられ、文化運動的な側面が分離している。また、行政訴訟という対決型の運動レパトリーを採用することで、行政との協力関係で代替案を実現しようとする運動体（運動主体）との間で、代替案の作成の仕方をめぐり、対立が生じるようになっていく。つまり、行政訴訟を契機に、対決型の運動文化が醸成・凝縮し、その他の運動文化を持つ運動体（運動主体）とのズレや対立が生じてきている。

ただし、開発推進に反対する主張の「正当化」を図る上では、対決型の運動文化とは異なる他の運動文化を持つ運動体（運動主体）との連携も重要になってくるのが想定される。特に、対抗的な運動戦略と、協働的な運動戦略をいかに両立させることが出来るかという点は、行政訴訟という運動レパトリーを遂行する上での一つの大きな課題であるだろう³⁹。

以上のように、＜制度内対決＞という性格を持つ行政訴訟は、「正統性」や「正当性」をめぐる争いに向けて運動主体（運動体）に＜力＞を与える一方で、運動主体（運動体）に変化をもたらすものでもある。今後、法改正に伴い、行政訴訟を採用する運動団体が増加することが想定されるが、こうした運動自体に大きな影響を与える行政訴訟について、さらに分析していくことが求められてくるだろう。本稿では、進行中の事例を取り上げたこともあり、行政訴訟によって変質を余儀なくされる運動のあり方が地域社会にどのような影響を与えるのかという点については明らかにしていない。また、他の地域の事例との比較検討から分析を進めていく

ことも必要になってくるだろう。そうした点については今後の研究課題としたい。

注

¹ 加盟団体は、具体的には、「小田急高架とまちづくりを見直す会」「まもれシモキタ！行政訴訟の会」「梅が丘駅前けやきを守る会」「日赤・高層マンションから環境を守る会」「羽沢ガーデンの保全を願う会」「三井グランドと森を守る会」の6つの団体が結集しており、各々の参加団体の目的や性格は異なるものの、その共通の目的は、資本の論理で進められる開発事業の差し止めを行い、「環境」を保全することにある。

² 2004年の法改正では、「救済範囲の拡大」（原告訴訟の拡大、義務付け訴訟の法定、差し止め訴訟の法定）、「審理の充実・促進」、「行政訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための仕組み」（被告的確の明確化、出訴期間の延長、情報提供制度の新設）、「仮の救済の制度整備」（執行停止用件の整備、仮の義務付け・仮の差し止め制度の新設）といった「救済範囲の拡大」が行われた。この改正は、それまでの行政訴訟のあり方が硬直的な運用に偏りがちで、国民の権利利益が実質的には救済されていないという問題を認識した立法側からの司法改革の意思の現われであった。

³ 「原告適格」とは、行政事件訴訟において合法的に訴訟を提起し、判決を受けることのできる資格を意味する。改正前の行政事件訴訟法では、「法律上保護された利益」を持つことが重視されていたが、改正によって、法令の規定の文言のみによることなく、「法令の趣旨・目的」、「利益の内容及び性質」を考慮し、「法律上保護に値する利益」を持つ人々に柔軟に原告適格を与えることが裁判官に求められるようになった。

⁴ 2004年の法改正を行った行政訴訟検討会の座長

の塩野宏が、「今後裁判所が解釈していった、個人の権利利益の救済の場面で、行政における利益調整原理を広く考慮していくためのオープンなスペースを提供している」（塩野 2003:16）と改正の意義を明確に位置づけたことを契機に、近年の行政法学では、新しい判例、学説の展開を主張する「オープンスペース論」が明示的であれ、暗黙的にであれ、隆盛を見せている（橋本 2008 など）。

⁵ 東京都では、他にも、道路整備に関わる問題について運動を行っている団体が結集した「区部都市計画道路整備問題連絡会」や「多摩都市計画道路見なおし連絡会」など、行政訴訟を行っている団体が増えてきている。

⁶ 例えば、2章で分析するように、行政訴訟についての研究を行っていた長谷川公一は、「contentious politics『対決の政治』が、先進産業社会の現実政治においてはグローバル化をめぐる問題などをのぞいては、社会変革の中心的な契機としてのリアリティを次第に失いつつあるにもかかわらず、社会運動研究者たちは繰り返し、contentious politicsの幻影を追い続けているのではないか、という疑問を生じよう」（長谷川 2004:20）と近年は論じている。しかし、2章で後述するように、行政訴訟に関しては、「対決の政治」の側面が十分に分析されたとは言えないのであり、そうした分析を「60年代的な問題設定の残存」（長谷川 *ibid*:21）として捨て去ることは出来ない。

⁷ 具体的には、第一に、行政訴訟を研究対象とする主要なディシプリンである行政法学では、（当然のことではあるが）法廷における法理論上の解釈に焦点が置かれる一方で、法廷外における原告側の運動にはほとんど焦点を置いておらず、住民運動として捉えるという分析視点自体が弱かった。第二に、次章で明らかにするが、社会学というディシプリンにおいては、行政訴訟は住民運動として

様々な分析手法で、70年代から問題化、検討されてきたが、権利等の制度化の側面のみ重点を置く傾向があった一方で、法廷外における運動主体の動態的な様相や運動自体が持つ意味など、住民運動論としては十分に論究してこなかった。

⁸ 大畑裕嗣は、『『これは何である』という問いに答えることを目指す』ような「解釈」（理解）と、「なぜデモ行進が行われたのか、あるいは何が革命の『原因』だったのか」を問う「説明」はこれまでほとんど自覚的に区別されておらず、「社会運動研究とは、社会運動の生起、構造・過程、結果の説明であるという前提が（筆者自身も含めて）自明として受け入れられ、それにそった研究蓄積がなされてきた」（大畑 2004:157）と述べている。

⁹ 本稿の事例分析では、そうした地域社会への影響については明らかにしていないが、今後の重要な研究課題である。

¹⁰ 裁判の政治化論とは文脈が異なるが、淡路剛久は73年に「公害紛争の解決方式と実態」で、法学が法廷内の争いだけを焦点に当てていることを批判し、法廷内外で公害紛争が解決される方式や実態を明らかにする必要性を提起している（淡路 1973）。

¹¹ 棚瀬は論文のタイトルからも分かるように、裁判所の政策形成機能と裁判所へのインフルエンスという政治化の二つの側面のうち、後者に焦点を当て、インフルエンスのチャンネルとして、①裁判官の recruitment 段階②全裁判官への persuasion ③個別の訴訟における特定の裁判官への sanction というやや外在的な議論を展開する。また、インフルエンス・グループの形成条件として、i 裁判に対する国民の意識 ii 様々なアクターの動員（弁護士、財政的・精神的に支援する人々…）といった点を挙げるが、宣言した運動体の形成、展開に即した議論はほとんど展開しなかった。

¹² 具体的には、裁判所の判決が法理論レベルでも

たらず「規範的効果」から、裁判過程の展開が事実上果たすことが期待されている「事実的効果」へ、さらには被害の事前防止の為の「政策形成」へと、効果を分別している。特に、判決そのものによるフォーマルな法理論的効果が現実的に困難であることを考慮して、フォーマルな法理論だけに視野を限定するのではなく、裁判過程が問題提起・情報公開・争点の明確化などの機会を提供することで、公権力機関の政策形成にもたらすインフォーマルな事実上のインパクトを捉えるような、「政治社会学的パースペクティブ」の必要性を提示している（田中 ibid:305）。

¹³ 具体的には、「原告側関係諸主体の分析」（①何故、提訴を選択するのか②訴訟の交渉力拡大のためにどのような行動、資源動員を行うのか③どのような対立が潜在化し、どのような条件の下で顕在化するのか④消極的な司法判断はどのような影響をもたらすのか）、「提訴の戦略的有效性の分析」（提訴の選択はどのような条件の下で有効なのか＝「インフルエンス」論）、「裁判の社会的機能の分析」（類似の事件にどのような機能を果たすのか＝「裁判の政策形成機能」論）などの分析課題を提示している。

¹⁴ 法社会学会では、85年から88年にかけて、「権利の形成と展開」という学会シンポジウムを開催し、新しい権利主張が実定法上の権利に成長していく過程を観察して理論化するという課題のもと、資源動員論的アプローチを採用した諸報告が行われている。

¹⁵ 例えば、長谷川は「訴訟の社会的機能」として、「社会問題として公害問題を開示する機能」「制度形成・規範形成の機能」を挙げるが、それらの成果をもたらす条件を明らかにするという当初の宣言は実行されることはなく、「訴訟の一般的機能としての情報開示」という機能を挙げるにとどまり、また制度形成、規範形成についても「被告側が、控訴

後に、新たな対策を実施してくることもある。控訴審での敗訴を回避しようとする動機が、対策の前進をもたらすことがある」という一般論にとどまっている（長谷川 2003）。また、こうした限界の背景には、組織レベルで分析を行う一方で、運動主体の価値観やイデオロギーなどについての視野が十分に確保されていないという資源動員論一般にも関わる問題が影響していると言える。

¹⁶ 近年、法社会学の領域では、法の機能の在り方を検証すべく、実体的制度として法を捉えるのではなく、人々の日常的な実践の中で、解釈的に不断に構築され続けるものとして法を捉える「解釈主義的アプローチ」が台頭してきている。アメリカでは、訴訟という運動がもたらす最大の成果は、政策形成にあるのではなく、運動主体の判断枠組みの変化にあるというやや挑戦的な分析図式から、そうした枠組みの構築プロセスを、運動主体の「文化」との関連から捉えていこうとする試みが一つの潮流となっている（Kostiner 2003；Paris 2001）。その点で、本稿もこうした研究に連なるものである。また、日本でも、解釈主義的アプローチは台頭し始めているが（柵瀬 2001;2002）、法言説と実践の循環過程の中に権力的要素を剔出しようとする点にややアメリカの研究とは差異がある。

¹⁷ すなわち、ウェーバーは「伝統であるから」、「カリスマだから」、「合法であるから」といった諸々の形式要件で「正統性」がある内容に人々が従うことを明らかにしていると言える。また、同様の議論として、ウェーバーの権力概念を精緻化した宮台真司の「権力の予期理論」を挙げる事が出来る。宮台は、「正統性」を「メタ的権力からの言及によって可能とされた」権力として捉えている。人々はメタ的権力からの制裁を予期するが故に、当該権力への違背を回避することになる（宮台 1989:114-118）。また、ハーバーマスやルーマンによって、「正当性」と「正統性」について議論、

論争が起きているが、紙幅の関係上省略する。

¹⁸ 正確には、補助 54 号線は 1946 年に都市計画決定されたものであったが、60 年近くにわたって事業認可されず、多くの住民や来街者にとっては忘れられていた道路計画であった。

¹⁹ そもそも、連続立体交差事業は事業によって生み出された跡地を利用して再開発を企図する都市型公共事業である。すなわち、「連続立体交差事業と併せて駅前広場整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの関連事業を積極的に検討し、連続立体交差事業の効果が最大限活かされるような計画、事業プログラムの作成が期待される」（連続立体交差事業促進期成会 1986: 282）というように、連続立体交差事業は周辺地域の再開発事業を促進する狙いがある。

²⁰ 「駅前広場」の整備計画とは、小田急線が地下化することで地上部に生み出される下北沢駅付近のスペースをロータリーとして整備する計画である。計画されている駅前広場の面積が 5400 m² と大規模であることも一つの争点となっている。

²¹ 「まもれシモキタ行政訴訟の会」が発行している通信 5 号から抜粋した。

²² 「街づくり懇談会」の幹部の一人で、南口商店街理事長の吉田国吉氏は、2008 年 7 月 11 日に行った聞き取りにおいて、以下のように述べている。「地域活動に参加しない人たちのところにはね、町づくりの相談がね、ほとんどいかなかったわけよね。当然ね」。

²³ 吉田氏は以下のように述べている。「反対している人はどういう人かというね、大体下北沢に権利をね、もっていない人。…役所は、下北沢に店もない、住民登録もない、そういう人たちの話を聞いているとまとまらないから、そんなに重要視しないね」。

²⁴ その点について、save the 下北沢の木村氏は以下のように述べている。「save the 下北沢という団体

があり、どうせ外部の人が勝手なことを言っているだけだと言われてしまうので、それならもう少し違うアプローチをしてみようということになり、下北沢商業者協議会を作り、この街で体を張って商売をやっているという当事者性を打ち出した組織を作ろうとしました。しかし、それでもやはりテナントの奴らはよそ者だと言われました。商店会に参加していない店舗はよそ者だということです」。木村氏は運動の当初からのメンバーで、save the 下北沢、訴訟の会の中心メンバーでもある。聞き取りは、2008 年の 7 月 10 日に行った。

²⁵ 2006 年 6 月 19 日まで実施された地区計画原案についての住民の意見募集において、賛成意見のフォーマットを住民に配布するという行動にでたことで、さらに運動側から「手続き過程に不備がある」と、怒りを買うことになる。

²⁶ 木村氏は以下のように述べている。「当事者性で争ってはいつまで経っても埒が明かないので、真っ当に話のできる場を作らなければしょうがないということで、『まもれシモキタ！行政訴訟の会』を立ち上げました。」聞き取りは 2008 年の 7 月 10 日に行った。

²⁷ 「Save the 下北沢」と「まもれシモキタ！行政訴訟の会」は別個の運動団体であるが、両団体に所属する運動主体も存在する。計画の中止、見直しという点でも目的は共通しており、協調的な関係にある。ただし、訴訟の会のほとんどのメンバーが住民であるという違いはある。また、現在の訴訟の会の原告は 106 名に増えている。

²⁸ 具体的には以下のように述べられている。「本件都市計画道路にかかる計画決定及び変更決定に至る過程には住民の意思がまったく反映されていない。一応は都市計画法の要請を満たしたかの如く外観が整えられているものの、…住民の意向を顧みることなくして計画が押し進められた…」（原告訴状 2006 年 9 月 7 日）

²⁹ 建運協定に「高架下の利用については、建運協定により積極的な公共利用を行うことが定められており、また鉄道事業者は高架下の利用に関する協議に必ず応じることになっている…」という規定があることから、地表部分の土地利用についての協議、公共利用化を主張している（原告 準備書面（2） 2007年3月28日）

³⁰ 聞き取りは2009年3月13日に行った。

³¹ 法廷では以下のような主張が行われている。「1967年に施行された公害対策基本法は、国民の健康で文化的な生活の確保を目的として掲げているが（1条）、同法9条（環境基準）は、環境被害として、人の「健康」と共に「生活環境」を列挙し、さらに同法2条2項において、「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある「財産」および「動植物の生育環境」が含まれると定義している。すなわち、上記規定には、生活環境が守られない場合には、文化的な生活も確保することができないという認識に立つものであり、生活環境に含まれる利益には、文化的なものも当然に含まれる。このような法の規定、判例等からすれば、文化を含む生活環境の被害は、健康の被害に勝るとも劣らない重要なものであることは明らかである。また、文化は特有の広域性を持っており、一度失われてしまうと、二度ともとに戻すことが出来なくなるという復元可能性、景観的・風致的・宗教的・歴史的諸価値を含む重層性を有している。」（原告準備書面（1）2007年1月29日）。

³² 聞き取りは2008年7月10日に行った。

³³ 本稿では、「運動文化」の定義として、「抗議活動に関わる個々人が共有している、個人の認識枠組みを規定する認知的、文化的基盤」（西城戸2008:134）という西城戸の定義を採用する。

³⁴ また、下北沢地域は住商地区であることもあり、事業予定地には住宅地だけでなく、商業地区も含まれる。したがって、商業者も相手にすることに

なるが、不在地主が多く存在し、借地権、借家権などの権利関係が複雑に絡み合うこともあるため、地権者だけでなく、借地権者、借家権者へのアプローチも行っている。

³⁵ その他にも、「原告サポーター」という形で、住民・非住民幅広くから運動主体を募っている。

³⁶ 聞き取りは2009年3月13日に行った。

³⁷ 聞き取りは2009年3月13日に行った。

³⁸ その点について、木村氏は以下のように述べている。「（あとの会の人たちは）『行政と手を結んで、うまくやろうとしているのに、（訴訟は）それを壊してしまう』という考え方をする。最初、裁判をやる時に話し合いをして、裁判は必要だとあとの会の人たちも言っていて、裁判をやりつつ、行政と交渉の路線をとると言っていた。裁判がプレッシャーになることによって交渉でとれるパイが膨らめばそれはそれでいいじゃないか、と訴訟の会の人もみんな思っていたわけです。こっちはこっちで戦っているから、そっちでその間にうまく交渉してとれるならとってくれればいいという打ち合わせをしていた。しかし、心理的なものなのか、目の上のたんこぶに映るのでしょうか。…行政と交渉することによって多くのものがとれると彼ら・彼女らは言うのだけでも、狭められた範囲にしか決定権を与えられずに、話し合いましたというアリバイにだけ使われるのであれば不本意だと思うんですね。だけでも、そういう風になりがちである。ずっとこれまでもそうだった。」聞き取りは2009年3月13日に行った。

³⁹ その点について木村氏は以下のように述べている。「（一連の運動団体は）一つのつながりのある同じテーマを持った運動体だと思っているが、団体が分かれることで、意識のあり様も変わってきて、訴訟の会に関わっている人は訴訟をどうしようかという発想になるし、商業者協議会に関わっている人は商業者協議会をどうしようかという発

想になるし、save the 下北沢の人は下北沢としてどうしようかという発想になって、全体をどうやってトータルにコーディネートして運動を作ろうか

という発想はちょっと弱くなってきたという問題点がある」。

文献

- 淡路剛久, 1973, 「公害紛争の解決方式と実態」, 金沢良雄監修, 『注釈公害法体系 第4巻』, 日本評論社.
- 船橋晴俊・長谷川公一・島山宗一・勝田晴美, 1985, 『新幹線公害－高速文明の社会問題』, 有斐閣.
- 長谷川公一, 1989, 『『現代型訴訟』の社会運動論的考察－資源動員論過程としての裁判過程』『法律時報』61(12), pp65-71.
- , 2003, 『環境運動と新しい公共圏：環境社会学のパーспекティブ』, 有斐閣.
- 長谷川公一・町村敬志, 2004, 「序章 社会運動と社会運動論の現在」, 曾良中清司編, 『社会運動という公共空間：理論と方法のフロンティア』, 成文堂.
- 橋本博之, 2008, 「行政訴訟改革といわゆる「オープンスペース」論」, 『慶応法学』10号, pp1-30.
- 平山洋介, 2006, 『東京の果てに』NTT出版.
- 五十嵐敬喜・小川明雄, 2003, 『『都市再生』を問う：建築無制限時代の到来』岩波書店.
- 飯島伸子, 1970, 「公害反対運動と公害裁判」『住民と自治』3月号, pp44-51.
- 片桐新白, 1995, 『社会運動の中範囲理論－資源動員論からの展開』, 東京大学出版会.
- 木村和穂, 2005, 「単なる道路問題ではない」, 『思想』, 2005年5月号, pp104-111.
- Kostiner, Idit, 2003, “Evaluating Legality: Toward a Cultural Approach to the Study of Law and Social Change” ,37 *Law and Social Review*, pp323-368.
- Kriesi, 1995, *The Politics of New Social Movements in Western Europe*, University of Minnesota Press.
- 松原治朗・似田貝香門, 1976, 『住民運動の論理－運動の展開過程・課題と展望』学陽書房.
- 宮台真司, 1989, 『権力の予期理論』, 勁草書房.
- 宮澤節生, 1988, 「権利形成・展開運動の社会運動モデルをめざして」, 『法社会学』40号.
- 西城戸誠, 2008, 『抗いの条件－社会運動の文化的アプローチ』, 人文書院.
- 似田貝香門, 2008, 「まちづくりと住民運動」, 似田貝ら編, 『まちづくりの百科事典』, 丸善, ppix iii -xxiv.
- 大畑裕嗣編, 2004, 『社会運動の社会学』, 有斐閣.
- Paris, Michael, 2001, “Legal Mobilization and the Politics of Reform” 26 *Law and Social Review*, pp631-684.
- 連続立体交差事業促進期成会, 1986, 『連続立体交差事業の手引き』.
- Rosenberg, Gerald N, 1991, *The Hollow Hope; Can Courts bring about Social Change?*, University of Chicago Press.
- Scheingold, Stuart A, 1974, *The politics of Rights: Lawyers, Public policy, and political change*, Yale University Press.
- 塩野宏, 2003, 「行政訴訟改革の動向－行政訴訟検討会の『考え方』を中心に」, 『法曹時報』56巻3号, pp1-29.
- 田中成明, 1979, 『裁判をめぐる法と政治』, 有斐閣.

- 棚瀬孝雄, 1972, 「裁判をめぐるインフルエンス活動」, 川島武宜編, 『法社会学講座 5 紛争解決と法 1』, 岩波書店, pp306-354.
- , 2001, 『法の言説分析』, ミネルヴァ書房.
- , 2002, 『権利の言説—共同体に生きる自由の法』, 勁草書房.
- 富井利安, 2004, 「環境権と景観享受権」, 富井利安編, 『環境・公害法の理論と実践』, 日本評論社.
- 宇井純, 1974, 「公害と裁判」, 宇井純『公害原論 3』, pp214-259.
- Weber, Max, [1922] 1956, *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie, vierte, neu herausgegebene Auflage*, besorgt von Johannes Winkelmann, erster Teil, Kapitel III , IV pp122-180 (=1970, 世良晃志郎訳, 『支配の諸類型』, 創文社).

(みうら りんぺい、東京大学大学院、rinrin@dn.catv.ne.jp)
(査読者 松井隆志、大堀研)

What is the Meaning of Administrative Litigation as Movement Repertoires?

The Case of Conflicts by Urban Redevelopment in Shimokitazawa

MIURA, Rinpei

This paper tries to explore administrative litigation sociologically. Administrative litigation attracts a deal of attention as the counter mean for commodification of urban places with the reform of administrative litigation law. Preceding studies have not analyzed the meaning of administrative litigation for social movement, because they have focused systematization of rights and policy making by trial. Therefore, this paper tries to analyze the theme mentioned above by researching the case of conflicts in Shimokitazawa. Then, this paper presents the meaning of administrative litigation as follows. Firstly, it brings the controversy about “legitimacy” and “justficability” to the surface. Secondly, the subject come to construct “right” , then their outlook enlarge. Thirdly, administrative litigation alters cultures in the movement.